

一般社団法人 マンション管理業協会

令和7年8月22日

東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム 第3回分科会

協会正会員が **全国** の分譲マンション の **92%以上** を管理しています

1979年に建設大臣の許可を得て設立された日本で唯一の分譲マンション管理業団体です。
2001年には「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第95条に規定する指定法人の指定を受けました。
(国土交通省告示第1345号)

マンション管理に関する調査研究、管理業務の適正化のための諸施策の推進を図るとともに、2022年4月より良質な管理が市場で評価される新しい仕組みとして「マンション管理適正評価制度」をスタートしました。

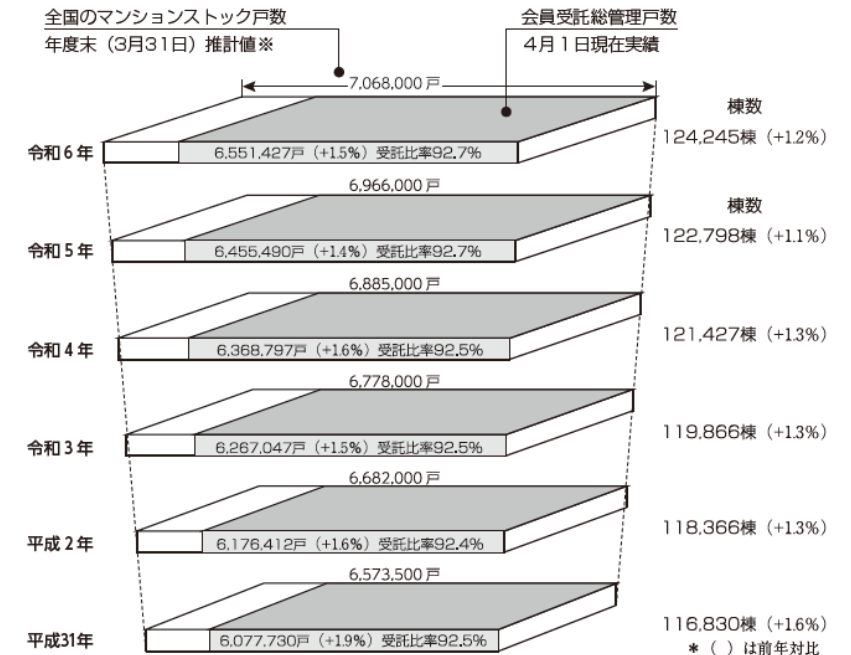
北海道, 東北, 中部, 関西, 中国四国, 九州 に支部があります。

● **会 員 正会員 344社** / **賛助会員 22社** (令和7年7月現在)

● 主な活動

- ・ **管理業務主任者**※1試験の実施・法定講習会の実施 ※1 国家資格
- ・ マンション管理関連講習・研修の実施
- ・ **マンション管理適正評価制度事業**
- ・ マンション管理相談業務
- ・ 理費等保証事業
- ・ **マンション維持修繕技術者**※2試験の実施・登録・資格者の育成 ※2協会認定資格
- ・ 管理業務関連調査

【グラフ1】 会員受託総管理棟数・戸数推移と受託比率



※各年末の国土交通省推計によるストックに翌年1～3月分のストックを推計加算して算出した3/31推計値。

管理業務主任者

(国家資格)

試験実施・法定講習会実施※

マンション管理業者が管理組合等に対して管理委託契約に関する重要事項の説明や管理事務の報告などを行う際に必要な国家資格者となるための試験、講習の実施をしています

※国土交通大臣より指定試験機関の指定を受け実施
(令和6年度受験申込者数 17,775人)

マンション管理適正評価制度

マンションの管理状態や管理組合運営の状態を6段階で評価し、インターネットを通じて情報を公開する仕組み※です

これまでマンションの管理状態について明確な評価基準がありませんでした

そこで、協会では、不動産関連団体と協力して全国共通の管理に関わる評価基準を策定し、良好な管理が市場で評価される仕組みとして、本制度を創設しました

(令和7年6月時点登録数 8,688件)

マンション維持修繕技術者

(協会認定資格)

試験実施・資格者登録・研修実施

マンションの維持・修繕に関して一定水準の知識と技術を有していることを審査・認定することにより、マンション建物・設備の維持保全に関する知識・技術及び対応力の向上を図り、もって円滑な共同居住に関する社会的な要請に応えることを目的とした当協会が認定している資格です

(令和6年度受験申込者 1,323人)

マンション管理適正評価制度

何を評価するの？

マンションの管理状態を5つのカテゴリーに分類し、ソフト面（現在の管理組合など）とハード面（建物／設備の維持管理）の両面から、30項目について評価します。

1 管理組合体制

- ・管理者の設置
- ・総会の開催
- ・議事録の作成
- ・規約の整備状況

**9** / 20

2 建築・設備

- ・法定点検の実施
- ・長期修繕計画書の有無
- ・修繕履歴の保管

**15** / 20

3 管理組合収支

- ・管理費会計の収支
- ・修繕積立金会計の収支
- ・滞納管理費等への対策
- ・修繕に関する資金計画の状況

**18** / 40

4 耐震診断

- ・耐震診断の実施の有無
- ・耐震診断の結果
- ・改修計画の予定の有無

**10** / 10

5 生活関連

- ・設備等異常時の緊急対応
- ・消防訓練の実施
- ・防災マニュアル等の整備状況

**8** / 10

マンション維持修繕技術者（協会認定資格）

試験実施時期：毎年9月第1日曜（受験申込受付：6月）

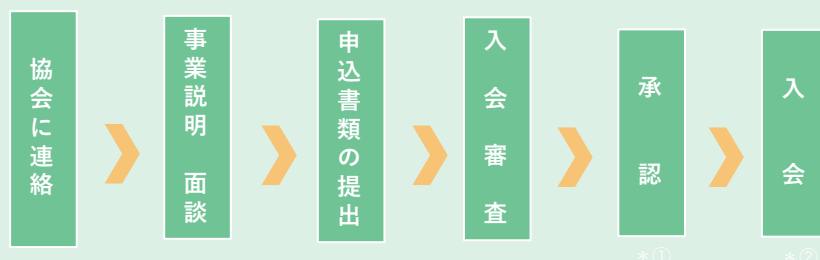
主な受験者　：マンション管理会社の方で建築・設備工事に関わりある方
大規模修繕工事に関わりある方（建築士、現場担当者　等）
マンション建物・設備の維持修繕知識を得たい方

合　格　率　：27.5％（令和6年度）

- ・合格後に協会へ登録（5年ごとに更新）すると「マンション維持修繕技術者」の称号が使用可能
- ・資格者のみを対象とする研修を毎年開催（テーマは毎年異なります）
- ・2025年4月1日現在登録者数4,465名

賛助会員 募集のご案内

正会員と共にマンション管理の発展にご協力いただける関連事業者様の入会をお待ちしております

マンション管理 関連事業 (例)	● 建物・設備 [建材 機器 部品] ● 管理事務協力 [点検 調査 清掃 印刷 DX] ● 金融 ● 不動産 ● 物販 ● リース ● その他各種サービス	賛助会員 入会資格	● 本会の目的に賛同し<u>マンションの管理に密接な事業を営む</u>法人又は個人 ● <u>協会正会員2社の推薦</u>がある ● 協会の会員行動綱領に賛同し、遵守するもの
賛助会員 の特典	● 正会員向け説明会・自社ショールーム等見学会の企画・実施 (協会にて正会員への周知・実施を支援) ● 正会員との交流 本部・支部で開催する懇親会(年2回)に参加可能 懇親会にて協会会員や友好団体等への広報活動 ● 協会ホームページ(賛助会員一覧)に掲載 ● マンション管理に関する判例・相談事例検索システムの利用(無償) 等	入会の流れ	 <pre> graph LR A[協会に連絡] --> B[事業説明面談] B --> C[申込書類の提出] C --> D[入会審査] D --> E[承認] E --> F[入会] E --- G[*①] F --- H[*②] </pre>

*①：申込時期により2,3,5,7,9,11月のいずれかになります。
*②：入会金 5万円 会費1万円/月

賛助会員に関するお問合せは本分科会に出席している協会の技術センターが窓口です
TEL：03-3500-2719 (直通) ✉ sanjo-men@kanrikyo.or.jp